

国土 建設

国土 建設

労働安全衛生法第 28 条第 1 項の規定に基づく技
術上の指針に関する公示
労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 第 28 条
第 1 項の規定に基づき、建築物等の解体等の作業
及び労働者が石綿等にはく露するおそれがある建
築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止
に関する技術上の指針の一部を改正したので、次
のとおり公表する。
令和 2 年 9 月 8 日

厚生労働大臣 加藤 勝信
1 名称 建築物等の解体及び労働者が
石綿等にはく露するおそれがある建築物等にお
ける業務での労働者の石綿ばく露防止に関する
技術上の指針
2 趣旨 この指針は、石綿障害予防規則 (平成
17 年厚生労働省令第 21 号、以下「石綿規則」とい
う。)の規定による労働者の石綿ばく露防止措置
の適切かつ有効な実施を図るため、石綿障害予
防規則等の一部を改正する省令 (令和 2 年厚生
労働省令第 134 号) の公布に伴い、建築物等の
解体等の作業及び労働者が石綿にはく露するお
それがある建築物等における業務に係る措置に
関する留意事項について所要の改正を行ったも
のである。
3 適用日 令和 3 年 4 月 1 日から適用する。た
だし、指針の「2-3 石綿含有成形品及び石
綿含有仕上げ材料の除去に係る措置」のうち、
石綿規則第 6 条の 2 第 2 項の規定に係るものにつ
いては、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。
4 内容の閲覧 内容は、厚生労働省ホムペー
ジ (http://www.mhlw.go.jp) において閲覧に
供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生
部化学物質対策課及び都道府県労働局労働基準
部健康工務課において閲覧に供する。

公認人任令
広島法務局所属公認人廣永伸行は願により公認
人を免ぜられた。
太田雅世は公認人に任命され、広島法務局所属
公認人廣永伸行の免職を命ぜられた。(公上八月三
十一(二)法基発)

国家 試験

令和 2 年司法試験予備試験の試験場

令和 2 年司法試験 (昭和 24 年法律第 140 号) 第 7 条の
司法試験法 (昭和 24 年法律第 140 号) 第 7 条の
規定に基づき、令和 2 年司法試験予備試験論文式
試験及び口述試験の試験場について、次のとおり
公告する。
令和 2 年 9 月 8 日
司法試験委員会委員長 佐伯 仁志

- 1 論文式試験 (令和 2 年 10 月 24 日 (土) 及び 25
日 (日))
(1) 札幌市 札幌市産業振興センター (札幌
市白石区東札幌 5 条 1-1-1)
(2) 東京都 T O C (東京都品川区西五反田
7-22-17)
ヘルサール渋谷フレスト (東
京都渋谷区東 1-2-20 住友
不動産渋谷フリースタワー
) 大阪アカデミア 3 (大阪府住之江
区南江北 1-3-5)
(4) 福岡市 福岡フュージョンビル F B
ホール (福岡市博多区博多駅前
2-10-19)

- 2 口述試験 (令和 3 年 1 月 30 日 (土) 及び 31 日
(日))
法務省浦安総合センター (千葉県浦安市日の
出 2-1-16)

国土 建設

国土 建設

国営新築雑用土地利用改良事業
計画の公告

土地利用改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 87 条第
1 項の規定に基づき、国営新築雑用土地利用改良事
業 (農業用排水) につき土地利用改良事業計画を定
めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、
該土地利用改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に
供する。
なお、この土地利用改良事業計画については、縦覧
期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に農林
水産大臣に審査請求をすることができ。

また、この土地利用改良事業計画については、上記
の審査請求のほか、この土地利用改良事業計画が定め
られたことを知った日の翌日から起算して 6 か月
以内に、国を被告として (訴訟において国を代表
する者は法務大臣となる。)、土地利用改良事業計画の
取消しの訴えを提起することができる。
令和 2 年 9 月 8 日

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
国営新築雑用土地利用改良事業計画書 (農業用
排水) の写し
縦覧期間
令和 2 年 9 月 9 日から令和 2 年 10 月 8 日まで
3 縦覧場所
新潟県新潟市秋葉区及び南蒲原郡田上町各事
務所
佐賀県及び福岡県の区域の一部を地区とし、佐
賀県神埼市に事務所を有する佐賀東部土地利用改良区
から役員の内出があったので、土地利用改良法
(昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 18 項、第 24 条
及び第 36 条の 3 の規定に基づき公告する。
令和 2 年 9 月 8 日
九州農政局長 横井 頌

佐賀東部土地利用改良区役員
の就任の公告

- 1 就任
役員 氏名 住所
理事 中村 康行 佐賀県神埼郡占野ヶ里町三
津 1259 番地 1
理事 馬場 満 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉
田 134 番地
理事 菊池 幸 福岡県久米市宮ノ陣 1 丁
目 2 番 11 号
理事 日高 康範 佐賀県三養基郡みやき町大
字東津 1201 番地

三養基土地利用改良区
の定款変更の認可の公告

土地利用改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 30 条第
2 項、第 124 条及び第 136 条の 3 の規定に基づき、
佐賀県及び福岡県の区域の一部を地区とし、佐賀
県三養基郡みやき町に事務所を有する三養基土地
改良区から申請のあった定款変更は、令和 2 年 8
月 21 日認可したので、同法第 30 条第 3 項、第 124
条及び第 136 条の 3 の規定に基づき公告する。
令和 2 年 9 月 8 日
九州農政局長 横井 頌

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明
らかでないので、その相続財産の管理人を次のと
り選任した。
令和元年 (家) 第 3 0 0 9 2 号
茨城県水戸市南町 2-6-30 石川ビル 2 階
申立人 柏田真一郎
本籍地 茨城県さいたま市桜区西畑 5 丁目 10 番、
最後の住所 茨城県桜川市上野原地新田 159 番
地 2 上の原病院、死亡の場所 茨城県桜川市、
死亡年月日 平成 31 年 3 月 31 日、出生の場所 愛
知県名古屋市中南区、出生年月日 昭和 11 年 9 月
11 日、職業 無職

被相続人 亡 小峯 節子
茨城県水戸市南町 3 丁目 4 番 57 号 水戸セン
トラルビル 5 階 美和・千尋法律事務所
相続財産管理人 弁護士 田中 美和
水戸家庭裁判所
令和 2 年 (家) 第 2 0 0 8 6 号
栃木県下都賀郡野木町大字友治 6425 番地 1
申立人 山中 佳子
本籍地 栃木県足利市大町 489 番地、最後の住所
群馬県前橋市富士見町石井 1609 番地 22、死亡
の場所 群馬県前橋市、死亡年月日 平成 30 年 7
月 6 日、出生の場所 栃木県足利市、出生年月
日 昭和 9 年 8 月 8 日、職業 無職
被相続人 亡 若山 利夫
事務所 群馬県前橋市大友町 1 丁目 6 番地 4 弁
護士法人土坂法律事務所
相続財産管理人 弁護士 土坂 和也
前橋家庭裁判所

令和 2 年 (家) 第 3 8 0 号
東京都大田区中央 6 丁目 5 番 17 号 第 5 七福
荘 202
申立人 土屋紀久代
本籍地 埼玉県越谷市大沢 3 丁目 749 番地、最後
の住所 埼玉県越谷市大字大林 419 番地 9、死
亡の場所 埼玉県越谷市、死亡年月日 推定令和
2 年 5 月 1 日から 9 日までの間、出生の場所
埼玉県越谷市、出生年月日 昭和 39 年 7 月 1 日、
職業 不明
被相続人 亡 金子 雅博
事務所 埼玉県越谷市南越谷 1 丁目 16 番地 2 新
越谷第一生命ビルディング 5 階 弁護士法人
江原総合法律事務所
相続財産管理人 弁護士 黒澤 洋介
さいたま家庭裁判所越谷支部